

6. 今後の情報集約・提供について

EV・PHV 充電施設情報流通仕様(案)を作成後、充電施設情報集約・提供システムを利用して仕様に則った充電施設の情報を集約した結果、図 2.3-7～図 2.3-9 に示すとおり充電ケーブル規格登録に誤りが確認された。また、共同研究期間に充電施設情報集約・提供システムに登録された情報の多くは、国土技術政策総合研究所または共同研究者が登録した情報であり、共同研究終了後の継続的な情報の維持・更新は期待できない。

今後、充電施設情報の鮮度、精度、網羅性を担保し、継続的に維持・更新していくためには、EV・PHV 充電施設情報流通仕様(案)に則って充電施設情報を維持・更新する主体を具体化する必要がある。